

入院者訪問支援事業実施要領

1 目的

精神科病院（本要領では、精神病床を有する医療機関をいう。以下同じ。）の入院者のうち、特に医療機関外の者との面会交流が途絶えやすくなることが想定される者からの希望に基づき、精神科病院へ訪問し、入院者の体験や気持ちを丁寧に聴くとともに、入院中の生活に関する一般的な相談や必要な情報提供等を行うことで、入院者本人の孤独感や自尊心低下を解消することを目的とする。

2 実施主体

都道府県、指定都市、特別区、保健所設置市

3 支援対象者

- (1) 市町村長同意による医療保護入院者であって、本事業による支援を希望する者
- (2) 地域の実態等を踏まえ、(1)と同等に支援が必要として実施主体が認め、本事業による支援を希望する者

4 支援対象者へ訪問する支援者（以下「訪問支援員」という。）

訪問支援員は、実施主体が認めた研修を修了した者のうち、実施主体が選任した者とし、支援対象者からの求めに応じて、入院中の精神科病院を訪問し、支援対象者の話を誠実かつ熱心に聞くほか、入院中の生活に関する相談、必要な情報の提供等を行う。

5 事業内容等

(1) 訪問支援員の養成研修

地域の実情に応じて、訪問支援員の業務を適正に行うために必要な知識・技能等を修得するための研修を実施する。また、訪問支援員の養成研修後においても必要な知識・技能について適宜フォローアップすることが望ましい。

(2) 訪問支援員の選任・派遣

① 訪問支援員の選任

(1)の研修を修了した者のうち、訪問支援に適任であると認めた者について、訪問支援員として実施主体が選任する。

② 訪問支援員の派遣

支援対象者から訪問支援員との面会希望があった場合には、本人の意向を確認した上で派遣調整を行う。

(3) 事業の周知

精神科病院や入院者に対し、本事業についての周知を図る。また、管下の市町村に対し、本事業を市町村長同意による医療保護入院者等に紹介するよう依頼する。

(4) 会議の開催

① 推進会議（事業全体の検討等）の定期的な開催

本事業の実施内容の検討や見直し等を行い、関係者の合意形成を図るための会議体を設置する。本会議において、実務者会議から報告を受けた事業の支援の実施状況（成果や課題等を含む。）について、報告内容の検討の上、本事業全体の評価を行う。

なお、既存の協議の場を本会議として活用することでも差し支えないが、本会議の運営を委託することは、会議の開催趣旨等から望ましくない。

② 実務者会議（実施状況の共有等）の開催

個別の支援のあり方や課題等について、本事業の円滑な推進と更なる充実を図ることを目的として、実務者が協議するための会議体を設置する。本会議において、本事業の支援の実施状況（成果や課題等を含む。）を検討し、本事業の目的に即した支援が提供できているか協議の上、推進会議に報告を行う。

なお、会議の運営事務は委託可能であるが、その場合には本事業実施主体の事業の担当者も会議に参加すること。

6 留意事項

- (1) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 35 条の 2 第 1 項に規定する入院者訪問支援事業（以下「法定事業」という。）は都道府県及び指定都市が実施するものである。そのため、都道府県及び指定都市が本事業の実施主体となる場合には、法定事業として実施される必要があることに留意すること。
- (2) 特別区又は保健所設置市が本事業の実施主体となるためには、次のいずれかに該当すること。
 - ① 特別区又は保健所設置市の独自事業として、本事業を実施するとき。
 - ② 都道府県から、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）252 条の 17 の 2 の規定に基づく条例による事務処理の特例により、法定事業の事務の一部を処理することとされているとき。
- (3) 別紙 2 の 3 の（1）のなお書きの規定にかかわらず、実施主体は、地域の実態を踏まえつつ、本要綱に示す事業内容のうち、特段の記載がないものについて団体等（市町村、特別区、広域連合、一部事務組合を含む。）へ委託できるものとする。

また、広域的な事業展開のため、委託団体が複数であっても差し支えないが、本事業の実施に当たっては情報共有等の連携を図ること。
- (4) 実施主体はプライバシーの尊重に万全を期するものとし、個人情報に関する管理責任者を定めるとともに、実施主体は正当な理由なくその業務を通じ知り得た個人情報を漏らしてはならないこと。
- (5) 実施主体は、受託者に対し、委託する業務の内容、個人情報の適切な取扱いに関する内容等を契約に盛り込み受託者の義務とするほか、業務が適切に行われていることを定期的に確認するなど必要かつ適切な監督をしなければならない。また、実施主体又は受託者は、訪問支援員と、事業の過程で知り得た情報についての秘密保持契約を結ぶこと。
- (6) 医療保険、介護保険、自立支援給付等の既存制度で請求可能な支援と重複する支援内容については、本事業の補助対象とはならないので留意すること。
- (7) 実施主体は、本事業の実施状況について、委託している場合も含め、関係実施機関から事業実施の報告を求めるとともに、事業実施状況の調査・指導等を行うこと。
- (8) 実施主体は、国が入院者訪問支援事業の推進に向けて実施する会議や調査等に協力すること。